

(様式第5号)

管理運営に係る事業計画書

1. 基本事項

①基本方針、基本コンセプトの理解

平成元年入間市より委託を受けて以来今日まで、子どもたちの幸せを願い、地域の人たちの要望に応えて保育を行っています。

保育目標

整った環境の中で、健康、安全、情緒の安定を図り、自己を十分発揮して望ましい未来への想像力の基礎を培います。

【強く】心と体が健康で自主性のある子を育む

【正しく】友情とふれあいの中で、正しい社会性を育む

【温かく】情緒と感性豊かな人間性を育む

今後も益々必要度の高い低年齢児保育、子育て支援事業等、より一層の努力をもって推進するため熱意をもって本事業を継続する考えです。

1人でも多くの子どもを保育することにより、市に貢献し質の高い保育に努めます。

②入所児童等の平等利用の確保

- 送迎時の保護者への対応は個別丁寧を行い、家庭の様子を聞いたり保育所の様子を話すなど公平な対応を図っています。
- 園児に対しては年齢に応じた活動を全児が体験したりするなど、皆平等にできるよう配慮しています。
- 健常児も障害児も家庭との連絡を密にし、担任だけでなく職員全員で対応するよう徹底しています。

2. 関係法令等を遵守した適切な管理運営の確保

①「個人情報」と「業務上知り得た秘密」の保護、個人情報の管理体制
プライバシーマークを取得している（該当・（非該当））

○ 法令遵守の徹底

児童や保護者をはじめとする利用者の住所、氏名、年齢、性別、電話番号などのさまざまな個人情報を取り扱うことがあるため、個人情報保護を重要な責務と位置づけています。

「改正個人情報保護法」及び「入間市個人情報保護条例」に基づき、当法人は個人情報の保護措置としまして、「個人情報保護方針」を定めました。

この方針に基づき、個人情報について厳重に管理し、収集した個人情報は、関係法令に則り適切に管理を行います。

○個人情報保護等の情報管理体制

「個人情報管理規程」に基づき、所長を個人情報管理責任者に定め、主任保育士を個人情報管理者・個人情報保護相談窓口担当として、個人情報管理に関する取り組みの推

進し個人情報の適切な取り扱いを図っています。また個人情報の取り扱いについて、保護者に説明をするとともに、その使用に対して「個人情報使用同意書」により同意を得ます。

○ルールやマニュアルの整備

個人情報を適正に保護するため「改正個人情報保護法」及び「入間市個人情報保護条例」を遵守し、「個人情報保護方針」及び「個人情報管理規程」を定め、職員に周知するとともに「個人情報保護」に関する研修を定期的に実施します。

○漏えいした場合の対応等、具体的な考え方

個人情報保護責任者（所長）は、管理している個人情報の漏えい等が発生したときは、速やかにその状況を調査するとともに、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じた上で、市担当者に内容について報告します。

②行政手続条例等関係法令の遵守

○関係法令への対応等、具体的な考え方

保育所の運営にあたっては、児童福祉法、子ども・子育て支援法の他、労働関係法令の遵守をするとともにその他関係する法令について遵守していきます。

③情報公開についての考え方

○透明性のある体制

情報開示を求められた際には、入間市情報公開条例に則り適切な情報開示に努めるとともに透明性のある体制を築きます。

3. 業務の実施内容と方法

①保育内容及び方法等

年齢にあわせた指導計画を作成し、四季折々の変化や子どもの発達を考慮し保育を行います。また行事と共に年齢相応の活動を考え、子ども自身も楽しく参加できるようにします。

- ・乳幼児が健全に育つよう保育を通して助長します。
- ・保護者の仕事、病気等による乳幼児のための保育を実施します。
- ・保護者の育児相談、子どもの発達支援をともに支えます。
- ・障害のある子どもの発達を助長します。
- ・0才～学齢までの幼児を家庭的雰囲気の中で保育します。
- ・利用者の必要に応じて早朝、長時間、延長保育を実施します。
- ・園庭開放による一般的の乳幼児とのふれあい保育をします。
- ・子どもの発育・健康への配慮した給食を行うとともにアレルギーのある子どもに対しても、適切な対応を行います。

②管理に関する経費の削減に向けた考え方

○再委託に対する考え方

再委託については、機械警備や防災設備点検等の専門的な部分について、再委託をします。設備等の点検作業時には、必ず職員が立ち会い、作業内容を確認し、受託業者より提出された点検報告書等は、所長が最終確認を行います。

○経費が最小限になる工夫

安全で安心な保育に支障がない範囲で、必要のない電灯は消し、節電を心がけるとともに、プールの水を植木の水やりに使うなど、節水についても心がけます。

③職員研修及び育成

人権研修の実施実績を有する、又は実施計画がある (該当) • 非該当)

安全で安心な保育を行うために次の研修を行います。

また職員会議において、研修の成果を共有し、日々の保育に反映します

- ・国、県、市、その他各種団体による研修会
- ・市の交通防犯課、消防署などによる災害や事故防止のための交通安全教室や救命講習会
- ・市の民間保育園長会主催による保育士、調理員の研修(講義及び実技)
- ・樹人会合同職員会(年2、3回)において、理事長の講話を聞き、交流を図るとともに保育の質の向上について意見交換を行っている。

④利用者サービスの向上

○利用者サービスの向上に関する取り組み及び職員の接遇

利用者のニーズは、日ごろの会話から把握することが一番重要で効果的です。

そのために日ごろから、送迎時に保護者から家庭の様子を聞いたり保育所の様子を話すなど距離感を近くし、お互いに信頼が生まれる関係を作ります。その上で、保護者の求めているものを探っていきます。

また発達障害や日々の保育に関する研修に職員が積極的に参加し、柔軟に対応できるようにしています。

園庭開放等で未就園児とコミュニケーションをとり、入所につながるようにしています。

○意見・要望の受付と対応

近隣住民や利用者からの要望やクレームについて、解決責任者を置き、要望等の申し出を受けています。

また理事会において第三者委員を決め、要望解決に努めています。

要望解決の仕組みを利用者へ周知し、可能な限り要求に対応できるようにします。

○利用者の立場にたった質の高いサービスの提供

保育士指導型ではなく、子ども主体の保育を実施します。保育士は「支援者」であるということを意識し、子どもの主体的な生活や活動を支え、見守り、導く存在となるよう努めています。

4. 指定管理業務を安定して行う能力

①収支計画

○経費の算出根拠

保育所運営経費については、子ども・子育て支援法に定める国基準支弁額に基づく額及び入間市特定教育・保育施設等補助金交付要綱に準じた額から積算された指定管理料により、運営を行っています。

○経費削減に向けた提案

保育所については、他の指定管理施設と違い、精算項目がありません。上に記載しましたが、保育所運営経費については、子ども・子育て支援法に定める国基準支弁額に基づく額に準じた額となっており、その使用範囲については、国からの通知により項目ごとに定められています。

しかしながら、だからといって経費を節減しなくても良いということとは考えておりません。こまめな節減によって生まれた経費については、子どもたちのために使用して行きます。

②申請団体の経営状況

○安定した経営状況

昭和27年10月に社会福祉法人の認可を受ける以前から、現在までの間、長きに渡って安定した施設の運営を続けています。

平成元年からは、黒須保育所の運営も受託し、2施設の運営となりましたが、こちらについても30年の間、安定した経営状況を続けています。今後もこの実績を活かし、保育所運営に取り組んでいきます。

○適切な財務諸表等の作成

会計業務については、会計事務所と委託契約を結び、財務や経理等のアドバイスを受けながら、安定した施設運営を行っています。

③職員配置の考え方（平日と土曜日の勤務体制等）

○指定管理業務を行いうる十分な組織規模

年齢別配置基準については、市が定める配置基準により、余裕をもった保育運営をしています。

※国基準

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 乳児 | 3:1 | 乳児 | 3:1 |
| 1歳児 | 6:1 | 1歳児 | 4:1 |
| 2歳児 | 6:1 | 2歳児 | 5:1 |
| 3歳児 | 20:1 | 3歳児 | 15:1 |
| 4歳児 | 30:1 | 4歳児 | 28:1 |
| 5歳児 | 30:1 | 5歳児 | 28:1 |

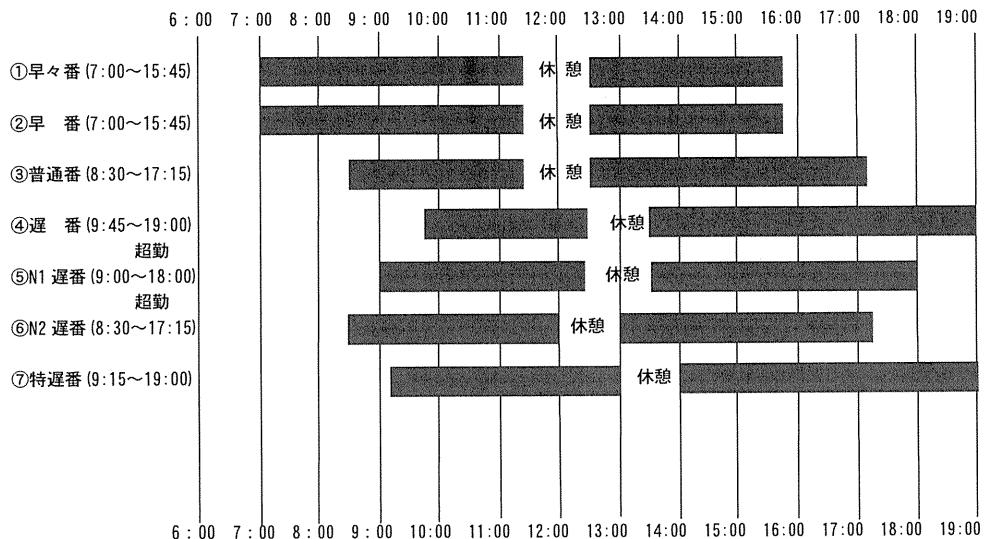
※入間市基準

○人員配置やシフトの妥当性

- ・早番、遅番のシフト勤務があります。
- ・シフト表は、前月に職員の予定、健康などを配慮した上で、決定します。
- ・特に健康管理には注意を払い、無理のないシフトに配慮しています。
- ・土曜日については、4週3休制で交代出勤となります。
- ・行事などで、長時間の勤務となる場合は、超過時間を手当として支給します。

平成 30 年度

黒須保育所勤務割表



④雇用及び労働条件

○労働基準法等の遵守

就業に関しては、労働基準法等の法令を遵守し、就業規則に基づいて運用しています。

- ・職員とは、適正な雇用契約を締結しています。
- ・労働条件は関係法令に照らして適正であり、職員に明示しています。
- ・就業規則は、職員に周知しています。
- ・労働者名簿・賃金台帳・出勤簿等、必要な帳簿を整備しています。
- ・職員は、社会保険・労働保険に加入しています。

○従業員の労働条件

賃金、労働時間、休暇などの労働諸条件については、契約している社会保険労務士のアドバイスを受けながら、雇用契約書、就業規則に明記し、それに基づいて就業しています。

⑤事業実績

平成元年、入間市立黒須保育所を受託し、1法人2施設として保育所運営がスタートしました。

平成15年9月、地方自治法の一部改正により市から管理委託されていた黒須保育所は、平成18年より指定管理制度に移行し、現在、3期目となりました。

30年間多くの乳幼児が立派に育ち、社会に貢献しています。

⑥市との連絡調整に関する体制

○市との報告事項と内容について

協定書に基づいた、市への月次報告、年次報告のほか、年2回の立入調査の際に次の内容などについて意見交換を行います。

- ・保育所全般の管理運営状況
- ・サービス向上への取組
- ・個人情報保護について

・施設の管理状況

その他、市担当者とは連絡を密にし、隨時打合せや意見交換を行っています。

○セルフモニタリング

職員会議において、市からの指摘事項や保護者からの意見や要望、現在の保育を実施する上での問題点等を話し合い改善につなげていきます。

○PDCAサイクル

年度当初の事業計画に掲げた目標に向けて保育運営を実施します。その経過及び結果を市担当と検証し、その内容を当法人の役員、職員と話し合い、市の保育幼稚園課と密に連絡をとりながら、改善案として次年度の事業計画に反映するようにします。

⑦緊急時の対応

0歳から5歳までが利用する保育所では、事故、災害発生時の避難誘導など一般の建物以上に安全管理の意識が必要と認識し、法人作成の「安全管理マニュアル」により対応をしていきます。

○防犯防災の対応

・防犯対応について

日ごろから、保護者や地域とのコミュニケーションを図り、情報を入手するとともに、日中は、職員のほか、保護者や近隣住民からの通報など異変を察知した場合、速やかに対応する体制を整えており、児童の安全を図ります。また、市担当への通報、連絡をするとともに協力して事態に当たります。

夜間や休所日は、機械警備にて対応しています。異変があるときは職員への連絡体制が確立しており、確実な対応を行うとともに、必要に応じて警察などに協力を仰ぎます。

・防災対応について（火災・気象・地震等）

いかなる場合も児童の安全確保に努めます。

常に各施設の避難経路・設備器具の点検を行うとともに、職員の研修を行い、通報・避難誘導・初期消火等対応できるようにします。

台風、豪雨、地震による被害が予想される場合は、市担当と連携をとりつつ児童と施設の安全管理を行います。

○事故の未然防止

児童の安全、事故防止を最重要目的とし、日常的なヒヤリハットの把握、定期的な設備点検や訓練を行うことで、保護者が安心して預けられる場を提供します。

安全確保のため構造物や設備などの大規模改修などが必要な場合は、市担当と相談し処置を講じます。

日常点検

日ごろから安全点検チェックリストをもとに定期的に点検を実施しています。

・保育所全体の点検ポイント

主任が点検し、所長が確認します。

門、フェンス、庭、固定遊具

・保育室の点検ポイント

各担任が点検し、所長が確認します。

部屋全体、出入口、家具、床、壁面、トイレ・手洗い場

園外保育時

散歩コースの危険個所を記載したお散歩マップを作成し、職員間で共有化を図ります。

あらかじめ下見を行い、目的地までのルートや危険のある場所を事前に確認します。引率は、2人以上で実施し、その都度リーダーを決めておきます。

プール使用時

使用前にプールに破損等がないかを確認するのはもちろんのこと、必ず人数を確認するとともにプール使用中は、保育士同士で声をかけあいながら、児童から目を離さないようにします。

乳児突然死症候群（SIDS）を防ぐために
うつぶせ寝をさせず、5分おきの呼吸チェックを行います。

○事故発生時の対応と緊急時の体制

児童の負傷、不審者の発見、火災の発生、構造物の損傷、設備のトラブルなど不測の事態が発生した場合、安全確保を最優先し、消防及び警察への連絡など必要な手配をするとともに、市担当への緊急連絡を行います。

夜間や休所日は、警備会社が対応しますが、非常時には連絡により職員が急行する体制です。

5. 施設の維持管理

①施設の管理基準及び管理体制

○施設の安全な維持管理体制

黒須保育所は、昭和44年の竣工で老朽化も進んでいるため、早期に劣化や損傷、不具合などの発見に努めます。不具合を確認した場合、直ちに修繕を行うとともに、大規模な修繕が必要な場合は市へ連絡をしていきます。

管理委託制度から30年に渡り老朽化した施設を管理しているため、施設を熟知しており、今後も効果的かつ効率的な施設運営をしていきます。

園庭の固定遊具については、チェックシートによる点検を行い、安全に利用できるよう実践しています。

また老朽化に伴う危険箇所については、職員間で情報を共有し、安全な保育を行います。

今後も利用者への利便性も考慮しながら、市担当と協議しながら、効果的な修繕を心がけていきます。

6. その他

①環境に配慮した取り組みが示されているか。

- ・省エネルギーの徹底と廃棄物等の処分を考慮し、リサイクルの推進に努める。
- ・ unnecessary 場所の電気は消したり、こまめにスイッチを切るようにし、節電、節水を心がける。
- ・ごみの分別をして再利用できる物を知らせ、資源の大切さを話す
- ・牛乳パックや空き箱などを使い、積極的に製作物を作ったり、自由遊びに使う
- ・コピー用紙等については、個人情報の取り扱いに注意しながら裏面再利用に心がける。
- ・雑紙も再利用するなど職員児童全員で心がけ、収集とごみ減量に努力する。
- ・保護者会が行っている資源回収に古新聞、古雑誌、段ボール、ボロ布、空き缶など職員も積極的に協力している

②自由提案

樹人会が黒須保育所を運営して30年が過ぎました。日々温かい保育を実施し、職員、保護者、地域の人々との関わりで年月を経てきました。

樹人会は豊岡保育園として大正15年4月に、繁田家の支援を受け茶工場で働く人々の子どもを預かり、繁田くらが始めました。戦争中の日々も一日も休まず兵士の留守家族も守り、職員一体となって厳しい月日を重ねました。

昭和23年6月、児童福祉法が制定され児童福祉施設として県内第1号で認可されました。

その後昭和26年3月に社会福祉事業法が制定され、翌10月に登記されました。

平成元年、入間市立黒須保育所を受託し、1法人2施設として保育所運営がスタートしました。平成15年9月、地方自治法の一部改正により市から管理委託されていた黒須保育所は、平成18年より指定管理制度に移行し、現在、3期目となりました。30年間多くの乳幼児が立派に育ち、社会に貢献しています。

「強く・正しく・温かく」の保育目標に沿って、更に保育の質の向上に邁進して、新たな5年間の指定管理に向けて尽力いたします。